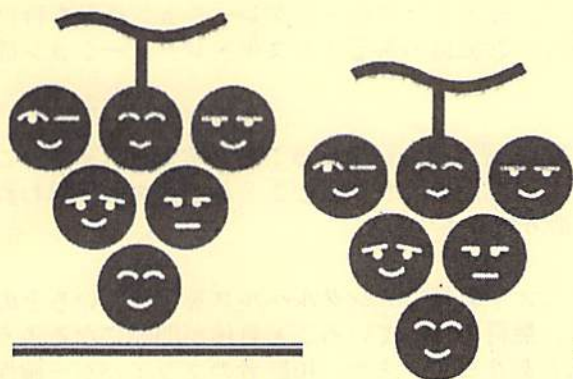


組合活動啓発のため、組合員以外の皆様にもお届けしています。



# マスカット

2010年度 第2号 (2010.11.8.発行)

## 1. 2010年 岡山大学教育学部職員組合活動計画の策定

### 1 はじめに

法人化の第2期が始まり、厳しい状況に追い込まれることが危惧されます。運営費交付金の10%削減、大学院授業を担当していない教員の手当カット等も他学部では始まっているようです。団塊世代の退職時期に当たり、組合員数の削減が加速化し組織力低下に繋がりがねない状況です。組織力の低下は、教育学部の自治、職場環境・労働環境の低下と言った負の連鎖反応を生じかねないので、新規組合員の獲得による組合員の拡大と組織力の強化が喫緊の課題となっています。

### 2 活動方針

#### (1) 大学の自治の担い手として活動する

岡山大学では学長の改選に当たり学長選考が行われます。大学の自治を確保するためには、学長に相応しい人物の選考が民主的に、且つ、公正に行われることが不可欠です。大学教員による学長意向選挙が反映されず、裁判中の大学もあります。岡山大学にあっても、必ずしも意向選挙が反映されていない状況があります。本当に学長に相応しい人物を民主的、公正に選考するために必要な行動を取るようにします。

#### (2) 労働条件の改善

労働条件の改善を中心に団体交渉を行い、教職員の要求を実現するようにします。勤務時間も1ヶ月7.5時間を形式的にオーバーしていないかどうかを調査するだけでなく、休養日を設定したり、勤務時間もフレキシブルに弾力化したりするなどの改善を求めたい。駐車料金も2,000円徴収が一方的に決まったようですが、その金額設定の基準、用途も明確ではありません。2,000円徴収が、車通勤の教職員の通勤環境の改善にどうつながるのか説明ないままに実施されるのは不当であります。

こうした事例に始まる様々な労働条件の改善を求めていきたいと思えます。

#### (3) 組合員の組織拡大と組織力の強化

団塊世代の退職時期に当たり、組合員数の削減も組織力低下に繋がりがねない状況です。教職員組合の魅力がないのが大きな要因のようですが、先輩が苦勞して勝ち取ってきた権利を空気のように甘受しているのが現状です。こうして権利が危機に瀕している状況を共通認識とすると共に、開かれた教職員組合をし、働きがい・働きやすい職場にするために組織力の強化に尽力します。まずは、新入組合員数を増やすため、必要な活動を行います。

#### (4) 広報活動の充実

教育学部職員組合の広報誌「マスカット」を毎月発行し、教職員組合の活動内容を紹介するとともにその意義・重要性を広報します。また、大学の自治、職場環境や労働条件の改善のためにどんな課題があり、全学の組合組織である連合体がどんな活動しているのかその取り組みを教育学部教職員へ積極的に情報公開していきます。

#### (5) 文化・レクリエーション活動の充実

少ない予算ですが、組合員の福利・厚生の実効に向けて、充実した文化・レクリエーション活動を行います。新規のレクリエーション活動を開拓し、できるだけ多くの教職員の希望する文化・レクリエーション活動にしていきたいと思っております。

#### (6) 連合体及び他の単体との連携強化

冒頭に述べたように、法人化の第2期が始まり、厳しい状況に追い込まれることが危惧されます。こうした状況にあつては、連合体、他の単体との連携を密にし、協働して取り組むことが不可欠だと思われまふ。まずは、連携協力のきっかけの場づくりに積極的に取り組みます。

#### (7) 教員のメンタルヘルス・人権相談

教育学部はカウンセリング専門の教員がボランティアで大学教員のメンタルヘルスを行っているとの認識が連合体執行部にはあります。連合体の視座に立つと、無料で行っていること自体が問題になるようです。有料にして外部の単体にも開放すべきだという考えもあります。また、相談者のプライバシー確保、人権確保からも外部設置を求める声もあります。これらの課題について、今後、連合体と連携して教員のメンタルヘルス・人権相談の在り方を検討していきます。

## 2. 組合規約への「同盟罷業権」の追加に関する意見の募集

以下のとおり、「岡山大学教育学部職員組合規約」に「同盟罷業権」を追加記載することについて提案いたします。組合のあり方に関わる事項ですので、組合員の皆さまのご意見を募集しておりますので、よろしくお願ひいたします。

職員組合 各位

教育学部職員組合  
委員長 黒崎東洋郎

### 組合規約への「同盟罷業権」の追加について

昨年度、学内の各組合組織（単組）からなる「連合体」では、独法化以降の岡山大学における職場環境の激変に対応するため、規約の中に「同盟罷業権」の項目を新たに追加し、6月の総会で承認されるに至りました。

関連して各単組にも、「同盟罷業権」を規約に加えるよう、「連合体」執行部から要請されています。

学部の組合執行部では「同盟罷業権」の趣旨を検討の上、「連合体」に賛同し、下記にお示しする条文を、「岡山大学教育学部職員組合規約」へ新たに追加記載することを、組合員の皆さまにご提案いたします。つきましては、皆さまのご意見を頂戴し、執行部にて原案を再検討させていただき、適当な日に賛否を問う投票を行いたいと思ひます。

お忙しい処、恐縮ではあります、どうかご協力をよろしくお願ひいたします。

#### 記

#### 1、執行部原案

(追加分)

#### 第6章 同盟罷業権の行使

第22条 同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票の過半数の賛成により決定する。

※「直接無記名投票の過半数の賛成」の部分は、連合体に倣っております。

#### 2、ご意見の提出先

木村 (kimutaku@cc.) まで <意見の締切；11月30日(火)>